

施設面会基準

【面会条件】

1. 沖縄県の新型コロナウイルスならびにインフルエンザ患者の定点当たりの感染者数が10人未満で、かつ入居者に感染者がいない場合には、入居者とのユニット居室内での対面面会を可能とする。
2. 沖縄県の新型コロナウイルスならびにインフルエンザ患者の定点感染者数が10人未満でかつ、入居者のコロナ陽性者が1名以上いる場合には、該当ユニット内での対面面会は不可とする。
3. 沖縄県の新型コロナウイルスならびにインフルエンザ患者の定点感染者数が10人超であっても、入居者にコロナ陽性者がいない場合には、ユニット内での対面面会は不可とするが、但し、窓越しでの面会は可能とする。但し、窓越し面会の場合、従来のPHS携帯、タブレットによる電話対応は、職員の人繰り上難しいためできませんので、あらかじめご了承ください。
4. 上記に掲げる1～3の状況であっても、入居者にコロナ並びにインフルエンザ感染者が発生している当該ユニットでの面会は、対面及び窓越しを問わず不可とする。
5. 対面面会希望者は、必ず「面会者健康チェック問診票」に記入のうえ、体温測定、マスクの着用、手のアルコール消毒並びに健康状態等を報告した上で、面会時の留意点を遵守して面会する。